

罪名一覧(法定合議事件・法定刑に死刑又は無期懲役・禁錮が含まれる罪・故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪)

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑 又は無期懲役・ 禁錮が含まれ る罪	故意の犯罪 行為により被 害者を死亡さ せた罪
内乱首謀	77条1項1号	死刑,無期禁錮			
内乱謀議参与	77条1項2号前段	無期禁錮,3年以上の禁錮			
内乱職務従事	77条1項2号後段	1年以上10年以下の禁錮			
内乱予備陰謀	78条	1年以上10年以下の禁錮			
外患誘致	81条	死刑			
外患援助	82条	死刑,無期又は2年以上の懲役			
外患予備陰謀	88条	1年以上10年以下の懲役			
看守者逃走援助	101条	1年以上10年以下の懲役			
騒乱首謀	106条1号	1年以上10年以下の懲役・禁錮			
現住建造物等放火	108条	死刑,無期又は5年以上の懲役			
非現住建造物等放火	109条1項	2年以上の有期懲役			
建造物等以外放火	110条1項	1年以上10年以下の懲役			
消火妨害	114条	1年以上10年以下の懲役			
激発物破裂(108)	117条1項前段	死刑,無期又は5年以上の懲役			
激発物破裂(109)	117条1項前段	2年以上の有期懲役			
激発物破壊(110)	117条1項後段	1年以上10年以下の懲役			
ガス等漏出致死	118条2項	2年以上の有期懲役			
現住建造物等浸害	119条	死刑,無期又は3年以上の懲役			
建造物等以外浸害	120条1項・2項	1年以上10年以下の懲役			
水防妨害	121条	1年以上10年以下の懲役			
往来妨害致死	124条2項	2年以上の有期懲役			
電汽車往来危険	125条1項	2年以上の有期懲役			
艦船往来危険	125条2項	2年以上の有期懲役			
電汽車転覆	126条1項	無期又は3年以上の懲役			
艦船転覆	126条2項	無期又は3年以上の懲役			
船車転覆致死	126条3項	死刑,無期懲役			
電汽車往来危険転覆	127条	無期又は3年以上の懲役			
艦船往来危険転覆	127条	無期又は3年以上の懲役			
船車往来危険転覆致死	127条	死刑,無期懲役			
税関職員あへん煙輸入	138条	1年以上10年以下の懲役			
浄水汚染致死	145条	2年以上の有期懲役			
水道汚染致死	145条	2年以上の有期懲役			
浄水毒物混入致死	145条	2年以上の有期懲役			
水道毒物混入	146条前段	2年以上の有期懲役			
水道毒物混入致死	146条後段	死刑,無期又は5年以上の懲役			
水道損壊	147条	1年以上10年以下の懲役			
通貨偽造	148条1項	無期又は3年以上の懲役			
偽造通貨行使	148条2項	無期又は3年以上の懲役			

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑 又は無期懲役・ 禁錮が含まれ る罪	故意の犯罪 行為により被 害者を死亡さ せた罪
外国通貨偽造	149条1項	2年以上の有期懲役			
偽造外国通貨行使	149条2項	2年以上の有期懲役			
詔書偽造	154条1項・2項	無期又は3年以上の懲役			
有印公文書偽造	155条1項・2項	1年以上10年以下の懲役			
偽造詔書作成	156条	無期又は3年以上の懲役			
虚偽有印公文書作成	156条	1年以上10年以下の懲役			
偽造詔書行使	158条1項	無期又は3年以上の懲役			
偽造有印公文書行使	158条1項	1年以上10年以下の懲役			
虚偽有印公文書行使	158条1項	1年以上10年以下の懲役			
御璽等偽造	164条1項	2年以上の有期懲役			
御璽等不正使用	164条2項	2年以上の有期懲役			
強姦	177条	2年以上の有期懲役			
準強姦	178条	2年以上の有期懲役			
強制わいせつ致死傷	181条	無期又は3年以上の懲役			
強姦致死傷	181条	無期又は3年以上の懲役			
特別公務員職権濫用致死	196条	2年以上の有期懲役			
特別公務員暴行陵虐致死	196条	2年以上の有期懲役			
加重収賄	197条の3第1項・2項	1年以上の有期懲役			
殺人	199条	死刑, 無期又は3年以上の懲役			
自殺関与	202条	6月以上7年以下の懲役又は禁錮			(*)
傷害致死	205条	2年以上の有期懲役			
危険運転致死傷	208条の2	1年以上の有期懲役			
同意墮胎致死傷	213条後段	3月以上5年以下の懲役			(*)
業務上墮胎致死傷	214条後段	6月以上7年以下の懲役			(*)
不同意墮胎致死	216条	2年以上の有期懲役			
遺棄致死	219条	2年以上の有期懲役			
保護責任者遺棄致死	219条	2年以上の有期懲役			
逮捕監禁致死	221条	2年以上の有期懲役			
逮捕等致死	221条, 205条	2年以上の有期懲役			
営利拐取	225条	1年以上10年以下の懲役			
身の代金拐取	225条の2第1項	無期又は3年以上の懲役			
拐取者身の代金取得	225条の2第2項	無期又は3年以上の懲役			
国外移送拐取	226条1項	2年以上の有期懲役			
人身売買	226条2項	2年以上の有期懲役			
身の代金拐取幫助目的被拐取者收受	227条2項	1年以上10年以下の懲役			
身の代金被拐取者收受	227条4項前段	2年以上の有期懲役			
收受者身の代金取得	227条4項後段	2年以上の有期懲役			
強盗致傷	240条前段	無期又は7年以上の懲役			
強盗致死	240条後段	死刑, 無期懲役			
強盗強姦	241条前段	無期又は7年以上の懲役			

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑 又は無期懲役・ 禁錮が含まれ る罪	故意の犯罪 行為により被 害者を死亡さ せた罪
強盗強姦致死	241条後段	死刑,無期懲役			
建造物損壊致死	260条後段	2年以上の有期懲役			
盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律(昭5法9)					
常習特殊強盗致傷	4条	無期又は10年以上の懲役			
常習特殊強盗強姦	4条	無期又は10年以上の懲役			
決闘罪ニ関スル件(明22法34)					
決闘	2条	2年以上5年以下の重禁錮(罰金付加)			
決闘殺人	3条	死刑,無期又は3年以上の懲役			
決闘傷害致死	3条	2年以上の有期懲役			
爆発物取締罰則(明17布告32)					
爆発物使用	1条	死刑,無期又は7年以上の懲役・禁錮			
使用未遂	2条	無期又は5年以上の懲役・禁錮			
製造・輸入・所持・注文	3条	3年以上10年以下の懲役・禁錮			
脅迫・教唆・扇動・共謀	4条	3年以上10年以下の懲役・禁錮			
幫助のための製造・輸入等	5条	3年以上10年以下の懲役・禁錮			
航空機の強取等の処罰に関する法律(昭45法68)					
航空機の強取等	1条1項	無期又は7年以上の懲役			
航空機強取等致死	2条	死刑,無期懲役			
航空機の運航阻害	4条	1年以上10年以下の懲役			
航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法(昭49法87)					
航空機の危険を生じさせる罪	1条	3年以上の有期懲役			
航行中の航空機を墜落させる等の罪	2条1項・2項	無期又は3年以上の懲役			
前項の罪の致死	2条3項	死刑,無期又は7年以上の懲役			
業務中の航空機の破壊等の罪	3条1項	1年以上10年以下の懲役			
前項の罪の致死	3条2項	無期又は3年以上の懲役			
業務中の航空機内に爆発物を持ち込む罪	4条前段	3年以上の有期懲役			
業務中の航空機内に銃砲等を持ち込む罪	4条後段	2年以上の有期懲役			
人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭53法48)					
加重人質強要	2条	無期又は5年以上の懲役			
加重人質強要(航空機の強取等の罪を犯した者による人質強要)	3条	無期又は10年以上の懲役			
人質殺害	4条1項	死刑,無期懲役			
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律(平11法136)					
組織的な殺人	3条1項3号・2項	死刑,無期又は5年以上の懲役			
組織的な身の代金目的略取等	3条1項6号・2項	無期又は5年以上の懲役			
組織的な詐欺	3条1項9号・2項	1年以上の有期懲役			
組織的な恐喝	3条1項10号・2項	1年以上の有期懲役			
あへん法(昭29法71)					
けしの栽培等	51条1項	1年以上10年以下の懲役			

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑又は無期懲役・禁錮が含まれる罪	故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪
営利目的による前項の罪	51条2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金			
営利目的によるあへん等の譲渡し、譲受け又は所持	52条2項	1年以上10年以下の懲役及び300万円以下の罰金			
覚せい剤取締法(昭26法252)					
覚せい剤の輸出入又は製造	41条1項	1年以上の有期懲役			
営利目的による前項の罪	41条2項	無期又は3年以上の懲役及び1000万円以下の罰金			
営利目的による覚せい剤の所持、譲渡し又は譲受け	41条の2第2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金			
営利目的による覚せい剤の使用等	41条の3第2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金			
外国に於て流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及構造ニ関スル法律(明38法66)					
偽造変造(金銀貨、紙幣等)	1条1項	重懲役又は軽懲役			
偽造変造(金銀貨以外の硬貨)	1条2項	軽懲役又は2年以上5年以下の重禁錮			
輸入(偽造変造に係る金銀貨、紙幣等)	2条	重懲役又は軽懲役			
輸入(偽造変造に係る金銀貨以外の硬貨)	2条	軽懲役又は2年以上5年以下の重禁錮			
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法(平7法65)					
化学兵器使用による毒性物質等の発散	38条1項	無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金			
化学兵器の製造	39条1項	1年以上の有期懲役又は700万円以下の罰金			
公職選挙法(昭25法100)					
おとり罪	224条の2第1項	1年以上5年以下の懲役又は禁錮			
選挙運動総括主催者等による寝返り罪	224条の2第2項	1年以上6年以下の懲役又は禁錮			
多衆の選挙妨害罪(首謀者)	230条1項1号	1年以上7年以下の懲役又は禁錮			
高速自動車国道法(昭32法79)					
高速自動車国道の効用阻害等致傷	27条2項前段	1年以上の有期懲役			
高速自動車国道の効用阻害等致死	27条2項後段	無期又は3年以上の懲役			
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平3法94)					
業として行う不法輸入等	5条	無期又は5年以上の懲役及び1000万円以下の罰金			
細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭52法61)					
生物兵器等の製造	9条1項	1年以上の有期懲役			
サリン等による人身被害の防止に関する法律(平7法78)					
サリン等の発散	5条1項	無期又は2年以上の懲役			
鉄砲刀剣類所持等取締法(昭33法6)					
けん銃等の発射	31条	無期又は3年以上の懲役			
けん銃等の輸入	31条の2第1項	3年以上の有期懲役			
営利目的によるけん銃等の輸入	31条の2第2項	無期又は5年以上の懲役			
けん銃等の所持	31条の3第1項	1年以上10年以下の懲役			
適合実包等と共にするけん銃等の携帯等	31条の3第2項	3年以上の有期懲役			

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑 又は無期懲役・ 禁錮が含まれ る罪	故意の犯罪 行為により被 害者を死亡さ せた罪
けん銃等の譲渡し,貸付け,譲受け,借受け	31条の4第1項	1年以上10年以下の懲役			
営利目的による前項の罪	31条の4第2項	3年以上の有期懲役			
職業安定法(昭26法141)					
暴行・脅迫等による職業紹介等	63条	1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金			
森林法(昭26法249)					
他人の森林への放火	202条1項	2年以上の有期懲役			
保安林に係る自己の森林への放火等	202条4項	1年以上の有期懲役			
出入国管理及び難民認定法(昭26政319)					
営利目的集団密航者上陸	74条2項	1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金			
営利目的集団密航者上陸收受等	74条の4第2項	1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金			
児童売春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平11法52)					
児童売春等目的的人身売買等	8条1項	1年以上10年以下の懲役			
児童売春等目的国外移送	8条2項	2年以上の有期懲役			
船員職業安定法(昭23法130)					
暴行・脅迫等による船員の職業紹介等	64条	1年以上10年以下の懲役及び20万円以上300万円以下の罰金			
船舶安全法(昭8法11)					
船級協会役職員の加重収賄	23条1項後段	1年以上10年以下の懲役			
電波法(昭25法131)					
無線通信の業務に従事する者の遭難通信の不取扱等	105条1項・2項	1年以上の有期懲役			
道路運送法(昭26法183)					
事業用自動車転覆等致傷	101条2項前段	1年以上の有期懲役			
事業用自動車転覆等致死	101条2項後段	無期又は3年以上の懲役			
往来危険による事業用自動車転覆等致傷	102条	1年以上の有期懲役			
往来危険による事業用自動車転覆等致死	102条	無期又は3年以上の懲役			
武器等製造法(昭28法145)					
鉄砲の無許可製造	31条1項	3年以上の有期懲役			
営利目的による鉄砲の無許可製造	31条2項	無期又は5年以上の懲役(500万円以下の罰金併科可)			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭32法167)					
放射線発散等致死	51条2項	2年以上の有期懲役			
麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)					
ジアセトルモルヒネ等の輸出入,製造	64条1項	1年以上の有期懲役			
営利目的による前項の罪	64条2項	無期又は3年以上の懲役及び1000万円以下の罰金			
営利の目的によるジアセトルモルヒネ等の製剤,小分け,譲渡し,譲受け,交付,所持	64条の2第2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金			
営利目的によるジアセトルモルヒネ等の施用等	64条の3第2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金			

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑 又は無期懲役・ 禁錮が含まれ る罪	故意の犯罪 行為により被 害者を死亡さ せた罪
ジアセルモルヒネ等以外の麻薬の輸出入、 製造等	65条1項	1年以上10年以下の懲役			
営利目的による前項の罪	65条2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下 の罰金			
営利目的によるジアセルモルヒネ等以外の 製剤、小分け、譲渡し、譲受け、所持	66条2項	1年以上10年以下の懲役(情状により罰 金併科)			
営利目的による麻薬の施用等	66条の2第2項	1年以上10年以下の懲役(情状により罰 金併科)			
流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭62法103)					
流通食品への毒物の混入等致死傷	9条2項	無期又は1年以上の懲役			
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律					
人の健康を害する物質の排出致死傷	2条2項	7年以下の懲役又は500万円以下の罰 金			(*)
労働基準法(昭22法49)					
強制労働	117条	1年以上10年以下の懲役又は20万円以 上300万円以下の罰金			
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭60法88)					
有害業務目的の労働者派遣	58条	1年以上10年以下の懲役又は20万円以 上300万円以下の罰金			
消防法					
危険物漏出等致死傷	39条の2第2項	7年以下の懲役又は500万円以下の罰 金			(*)
消防活動妨害致死傷	40条3項	消防法又は刑法により、重きに従って処 断することとされている			(*)

(注1) 致死罪と致傷罪とを区別せず、同一の法定刑を定めている罪(強姦致死傷、危険運転致死傷等)については、致傷罪が「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」に当たらないことを示すため、とした。

(注2) (*)を付した犯罪は法定合議事件ではないため、たたき台1(4)ア(ア)のC案では対象事件とならない。